

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【公表番号】特表2007-535498(P2007-535498A)

【公表日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2007-047

【出願番号】特願2007-502006(P2007-502006)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/381	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	21/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 P	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/381
A 6 1 K	37/02
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	25/14
A 6 1 P	21/04
A 6 1 P	31/12
A 6 1 P	19/00
A 6 1 P	3/00
A 6 1 P	27/06
A 6 1 P	27/02
A 6 1 P	37/06
A 6 1 P	9/10

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月3日(2008.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筋萎縮性側索硬化症の症状を軽減するための又は多発性硬化症の症状を軽減するための、中枢または末梢神経系への神経保護の提供に使用するために効果的な量のグラチラマー・アセテートおよび2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンゾチアゾールを含む薬学的組成物。

【請求項 2】

筋萎縮性側索硬化の症状を軽減するための又は多発性硬化症の症状を軽減するための中枢または末梢神経系への神経保護の提供に、定期的に2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンゾチアゾールと使用するために効果的な量のグラチラマー・アセテートを含む薬学的組成物。

【請求項 3】

筋萎縮性側索硬化の症状を軽減するための又は多発性硬化症の症状を軽減するための中中枢または末梢神経系への神経保護の提供に、定期的にグラチラマー・アセテートと使用するために効果的な量の2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンゾチアゾールを含む薬学的組成物。

【請求項 4】

以下を具備するパッケージ：

i) 特定量のグラチラマー・アセテートおよび薬学的に許容される担体を含む、第1の薬学的組成物；

ii) 特定量の2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンゾチアゾールおよび薬学的に許容される担体を含む、第2の薬学的組成物；および

iii) 前記第1および第2の薬学的組成物を、筋萎縮性側索硬化の症状の軽減に使用するために又は多発性硬化症の症状の軽減に使用するために、神経保護を必要とする被験者の中中枢または末梢神経系に神経保護を提供するために共に使用するための説明書。

【請求項 5】

請求項1～3の何れか1項に記載の薬学的組成物または請求項4記載のパッケージであって、神経保護を提供することは、神経変性疾患を治療すること又は神経外傷を治療することを備える薬学的組成物またはパッケージ。

【請求項 6】

請求項1～3の何れか1項に記載の薬学的組成物または請求項4記載のパッケージであって、神経保護を提供することが、毒性レベルのグルタメートに対して保護を提供すること又は毒性レベルのモノアミンオキシダーゼ-B活性に対して保護を提供することを備える薬学的組成物またはパッケージ。

【請求項 7】

請求項1～3もしくは5～6の何れか1項に記載の薬学的組成物または請求項4～6の何れか1項に記載のパッケージであって、単独で摂取された場合のグラチラマー・アセテートの量および単独で摂取された場合の2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンゾチアゾールの量の各々は、前記被験者の中中枢又は末梢神経系に神経保護を提供するために効果的である又は筋萎縮性側索硬化症の症状の軽減に又は多発性硬化症の症状の軽減に効果的である薬学的組成物またはパッケージ。

【請求項 8】

請求項1～3もしくは5～7の何れか1項に記載の薬学的組成物または請求項4～7の何れか1項に記載のパッケージであって、単独で摂取された場合のグラチラマー・アセテートの量、単独で摂取された場合の2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンゾチアゾールの量、又は単独で摂取された場合の係る量の各々の何れかは、前記被験者の中中枢又は末梢神経系に神経保護を提供するために効果的ではない又は筋萎縮性側索硬化症の症状の軽減に効果的ではない又は多発性硬化症の症状の軽減に効果的ではない薬学的組成物またはパッケージ。

【請求項 9】

請求項1～3もしくは5～8の何れか1項に記載の薬学的組成物または請求項4～8の何れか1項に記載のパッケージであって、グラチラマー・アセテートの前記量は、10～600mg/週の範囲である薬学的組成物またはパッケージ。

【請求項 10】

請求項9記載の薬学的組成物であって、グラチラマー・アセテートの前記量が20mg/日である薬学的組成物。

【請求項 1 1】

請求項2、3、または5~10の何れか1項に記載の薬学的組成物であって、周期的な使用が毎日である薬学的組成物。

【請求項 1 2】

請求項2、3、または5~10の何れか1項に記載の薬学的組成物であって、周期的な使用が5~9日毎に1回である薬学的組成物。

【請求項 1 3】

請求項2、3、または5~12の何れか1項に記載の薬学的組成物であって、前記グラチラマー・アセテートの投与が実質的に2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンザチアゾールの投与に先行する又は前記2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンザチアゾールの投与が実質的にグラチラマー・アセテートの投与に先行する薬学的組成物。

【請求項 1 4】

請求項2、3、または5~13の何れか1項に記載の薬学的組成物であって、前記グラチラマー・アセテートの投与は皮下に、腹腔内に、静脈内に、筋肉内に、眼内に(intraocularly)、又は経口的に成立され、前記2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンザチアゾールの投与は経口的に成立される薬学的組成物。

【請求項 1 5】

特定量のグラチラマー・アセテートおよび特定量の2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンザチアゾール含む薬学的組成物であって、共に摂取された場合に前記量は神經保護を必要とする被験者の中枢または末梢神經系に神經保護を提供するために又は筋萎縮性側索硬化症の症状を軽減するために又は多発性硬化症の症状を軽減するために効果的である；または単独で摂取された場合のグラチラマー・アセテートの量および単独で摂取された場合の2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンザチアゾールの量の各々は、前記被験者の中中枢又は末梢神經系に神經保護を提供するために又は筋萎縮性側索硬化症の症状を軽減するために又は多発性硬化症の症状を軽減するために効果的である；または単独で摂取された場合のグラチラマー・アセテートの量または単独で摂取された場合の2-アミノ-6-トリフルオロメトキシベンザチアゾールの量または単独で摂取された場合の係る量の各々の何れかは、前記被験者の中中枢又は末梢神經系に神經保護を提供するために又は筋萎縮性側索硬化症の症状を軽減するために又は多発性硬化症の症状を軽減するために効果的ではない薬学的組成物。